

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大戸川中和処理装置賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長 国土交通技官 宮川 仁 滋賀県大津市大萱 1-19-32
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社レンタルのニッケン 滋賀県守山市大門町353
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,375,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,375,000-
随意契約によることとした理由	<p>旧ダムサイトの横坑を閉塞することに伴い、アルカリ分を含んだ水が大戸川に流入するため、現在、中和装置を設置することによりPH値の調整を行っている。</p> <p>当初は、6月の横坑閉塞から2～3ヶ月程度で滋賀県の排水基準を満たし、中和装置を撤去する想定をしていたが、現時点においても基準値に達しておらず、令和6年度以降も中和装置によるPH値調整を継続する必要がある。</p> <p>現在の中和装置は年度内で賃貸借契約が満了するため、新年度にあらたに中和装置賃貸借の契約を締結する必要があるが、新規発注を行った場合、中和装置の撤去と設置の作業が発生する可能性がある。</p> <p>中和装置を含む機器類の設置の際には、近接する県道からトレーラーや重機等を使用して作業を行うが、県道の幅員が狭く片側交通規制が発生する。さらに、設置箇所は狭小のため、作業に相当の時間を要することが想定される。</p> <p>作業期間中は、PH値の調整ができないため未処理水が大戸川に流出することによる水質の悪化が懸念されるが、漁協の理解を得ることは不可能であるため、現在設置されている中和装置等を継続して使用し続ける必要がある。</p> <p>以上のことから、現在中和装置等の賃貸借をしている「レンタルのニッケン」と随意契約をおこなうものである。</p>
備 考	